

令和6年12月 3日 開会

令和6年12月13日 閉会

令和6年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

12月3日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	1
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第59号について（提案説明・採決）	4
議第60号について（提案説明・質疑・委員会付託）	5
議第61号について（提案説明・質疑・委員会付託）	11
議第62号について（提案説明・質疑・委員会付託）	14
安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について	15
散会	17
会議録署名議員	18

12月13日（金）

議事日程	19
議長及び出席議員	19
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	20
職務のために出席した者	20
開議	21
会議録署名者決定	21
一般質問	21
3番 西松幸子議員	21
6番 渡邊裕光議員	24
4番 傍嶋邦博議員	26

5 番 坂 悟議員	3 2
7 番 石原英一議員	3 5
1 番 栗原宏行議員	3 9
特別委員会報告	4 1
議会改革特別委員会	4 1
常任委員会報告	4 1
民生文教常任委員会	4 2
総務産建常任委員会	4 2
議第60号について（討論・採決）	4 3
議第61号について（討論・採決）	4 3
議第62号について（討論・採決）	4 3
議第63号から議第66号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）	4 4
議第67号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5 0
議第68号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5 1
閉会	5 3
会議録署名議員	5 4

令和6年12月3日（第1日）

議 事 日 程 （令和6年12月3日第1日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第59号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件
- 日程第4 議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第6 議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 日程第7 安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1番 栗 原 宏 行	2番 渡 辺 康 司	3番 西 松 幸 子
4番 傍 嶋 邦 博	5番 坂 悟	6番 渡 邊 裕 光
7番 石 原 英 一	8番 大 平 文 雄	9番 岩 田 讓 治
10番 山 中 美恵子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	岡 田 立	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	青 山 桂 子	会 計 管 理 者	吉 村 等
総 務 課 長	河 合 一	税 務 課 長	堀 迫 秀 紀
生活環境課長	梅 村 明 広	福 祉 課 長 兼 安八温泉所長	山 田 靖
こども家庭課長	田 中 弓	ま ち づ くり 推 進 課 長	大 平 共 美
農 政 課 長	松 岡 政 司	教 育 課 長 兼 ハートピア安八館長	坂 和 由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 渡 邊 茂 且 書 記 宇佐見 かおる

書 記 川 添 順 子

(開会時間 午前10時00分)

議 長 どうも皆さん、おはようございます。

先ほども事務局で話が出ておりました。暑さ寒さ、大変厳しい折でございます。御自愛をいただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回安八町議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名いたします。

本日の会議録署名者は、3番 西松幸子議員、4番 傍嶋邦博議員を指名いたします。

議 長 日程第2、会期決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日12月3日から13日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日までの11日間といたします。

議 長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

岡田町長。

町 長 本日、令和6年第4回安八町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り誠にありがとうございます。

師走に入り、今年も残り1か月を切りました。

今年は元旦早々能登地方において大規模地震が発生し、多くの方が犠牲となり、お亡くなりになりました。改めてお悔やみ申し上げたいと思います。復興の道を探る中、追い打ちをかけるように夏には線状降水帯の発生により大規模な浸水被害が襲い、住民の方々は失意のどん底からなかなか抜け出せない状況にあるとも伺っております。しかし、私たちが昭和51年9月に被った9.12災害から復興したように、必ずや未来という光は見えてきますので、最後まで私たちができる御支援は続けていきたいというふうに考えておると

ころでございます。

国におきましては、第2次石破内閣がスタートし、先月28日には臨時国会が召集されました。経済対策として、物価高への対応、賃上げ対策、防災対策など、一般会計支出で約14兆円規模の補正予算が協議されております。

しかし、一方では新たな経済対策として103万円の壁の見直しが税制改革の一つとして検討されており、各地で首長たちが市民税や町民税の減収に不安を抱き、声を発しておられます。我が町も多分に漏れず影響は大きく、最大1億6,000万円の減収となることが見込まれております。各家庭の収入アップや働き手の確保という面から必要な施策かもしれませんが、このことは行政サービスの低下に直結するという大きな問題もございますので、国のほうに、減収分については交付税等で措置をしていただけるよう周辺自治体とも連携をしながら国に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

それでは、本定例会に提案させていただきます議案は、人事案件、条例改正、令和6年度一般会計補正予算など4議案でございます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、十分御審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入ります。提案説明をされる方をお願い申し上げます。説明は簡単明瞭をお願いいたします。

議長 日程第3、議第59号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件について議題といたします。

提案説明を求めます。

岡田町長。

町長 それでは、議第59号について朗読並びに御説明を申し上げます。

議第59号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求める件。

固定資産評価審査委員を次のとおり選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

令和6年12月3日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、敬称は略させていただきます。

住所、安八郡安八町城3丁目15番地の2。氏名、大山正行。生年月日、昭和28年11月9日生まれ。

大山さんにつきましては、平成27年からこの委員をお受けいただいておりますのでございます。

大垣市役所に勤務をされており、税務経験も豊富ということでございまして、固定資産評価審査委員につきましては、専門性も高く、ある程度の知識が必要と思っております。まだまだお元気でございますので、引き続き委員の選任をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 本件については、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認め、議第59号については採決を行います。

本件について原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案どおり同意することに決定をいたしました。

議長 日程第4、議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

順次、提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の3ページをお願いいたします。

議第60号につきまして御説明申し上げます。

議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,047万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億3,565万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年12月3日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。以下の表は、単位全て1,000円でございます。

5ページが歳入、裏面、6ページが歳出でございます。

いずれも補正前の65億8,518万7,000円にそれぞれ1億5,047万1,000円を追加し、67億3,565万8,000円とするものでございます。

1枚はねて、8ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

9ページをお願いします。

総務課分について御説明申し上げます。

下から2段目の表、款、財産収入、項、財産売払収入、目、不動産売払収入、補正額73万8,000円、北今ヶ渚及び南今ヶ渚地内に存在する狭隘な町有地2筆を申出により隣接居住者へ審査の上、払下げを行うため、土地売払収入の補正をお願いするものでございます。

裏面の10ページをお願いします。

中段の表、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額6,517万3,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため、基金から繰入れを行うものでございます。

最下段の表、款、諸収入、項目とも雑入、補正額423万6,000円。節区分、雑入339万9,000円のうち、当課に関するものといたしまして、水防倉庫補償金251万4,000円でございます。現在国のほうで長良川堤防と名神高速道路上り線とを結ぶ緊急開口部の整備を進めていただいております。こちらの坂路の造成、盛土に伴い、堤防のり面を占用している中水防倉庫が支障となり、取壊しの必要性が生じたので、移転補償費の歳入の補正をお願いするものでございます。

続きまして、11ページをお願いします。

3の歳出でございます。

上段の表、款、総務費、項、総務管理費、目、情報管理費、補正の額はございません。

財源内訳の特定財源、国県支出金、国庫支出金394万8,000円は、デジタル田園都市国家構想交付金でございます。町の公共施設予約システムの老朽化に伴い、今年度、県の施設予約システムへ移行するための整備を進めております。本事業につきまして、このたび補助採択を受けましたので財源内訳の変更の補正をお願いするものでございます。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 続きまして、福祉課分の補正予算を御説明させていただきます。

議案書を戻っていただきまして、10ページの最下段をお願いいたします。

款、諸収入、項目とも雑入、補正額、増額の423万6,000円であります。

節区分の2段目の雑入339万9,000円のうち、当課に関わるものとして、説明欄の2番目にあります福祉医療過年度分205万3,000円であります。これは、令和5年度分の岐阜県福祉医療費助成事業補助金の精算確定により過年度精算金を受け入れるものであります。

続きまして、11ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費、補正額、増額の76万円です。

今回、老人福祉事務経費の中で2つの事業の補正をお願いいたします。

まず1つ目が家族介護慰労金支給事業36万円です。

家族介護慰労金とは、要介護3以上の認定を受けた方が6か月以上介護サービスを利用せず在宅にて生活を送られた際に、その介護者に対して1か月当たり3万円を支給する慰労金であります。当初予算で対象予定人数を1名で見込んでおりましたが、9月の支払い時点で対象者の実人数が2名となり、扶助費の補正をお願いするものであります。

次に、2つ目が高齢難聴者補聴器購入費助成事業40万円です。

今年度からの新規事業ですが、65歳以上の方で町指定の事業者にて購入した補聴器の購入費を助成する事業で、上限4万円まで助成するものであります。当初予算で申請予定人数を10名に見込んでおりましたが、11月末時点で11名の方が既に申請されておられます。また、10月において、当町が厚生労

働省の所管事業であります難聴高齢者の早期発見・早期介入等に係るモデル事業に参画することが決定し、今週末、6日金曜日に町内在住の65歳以上の方を対象とした聞こえの相談会を開催することとなっております。そこで今後さらに当該事業に係る申請者の増加が見込まれるため、扶助費の補正をお願いするものであります。

次に、目、福祉医療費、補正額、増額の640万円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金の県支出金320万円は補助率2分の1の県補助金で、福祉医療費助成事業補助金であります。今回は重度心身障害者医療の受給者の増加に伴い、補助費の補正をお願いするものであります。

次に、目、身体障がい者福祉費、補正額、増額の6,268万円であります。

財源内訳といたしまして、特定財源で国庫支出金4,693万5,000円のうち、国庫支出金3,129万円は給付費の2分の1の国庫負担金で、障害者自立支援給付費負担金2,689万円、障害児入所給付費等負担金で420万円及び障害者医療費負担金20万円であります。

次の県支出金1,564万5,000円は、給付費の4分の1負担の県負担金で障害者自立支援給付費負担金であります。今回、各種の障害サービスを利用する方の増加に伴い扶助費の補正をお願いするものであります。

議長 田中こども家庭課長。

こども家庭課長 続いて、こども家庭課分でございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、補正額、増額の82万8,000円。今年度から新たに開始した紙おむつ等お届け事業に係る経費について増額をお願いするものです。この事業に係る経費として、需用費の消耗品費82万8,000円は紙おむつ購入費用です。当初見込んでいました配付数より配付枚数が増えたため、購入費用に不足が生じたので増額をお願いするものです。

続きまして、児童措置費、補正額、増額の2,109万5,000円。今年10月からの児童手当拡充に伴い支給額の増額、また同じく10月から口座振替には手数料が必要となりましたので口座振替手数料の補正をお願いするものです。

財源内訳の特定財源1,821万7,000円は、国庫支出金の児童手当交付金

1,594万円、県支出金の児童手当負担金227万7,000円でございます。この事業に係る経費として、役務費の手数料60万円は口座への振込手数料、扶助費2,049万5,000円は児童手当拡充による増額分でございます。

議長 大平まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長 続きまして、まちづくり推進課分でございます。

11ページへ戻っていただきまして、上段をお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の55万円。節区分、役務費の手数料55万円、企業版ふるさと納税支援サービスに係る手数料でございます。これは、企業版ふるさと納税寄附金に対する手数料を計上させていただいておるものでございます。

続きまして、目、企業版ふるさと納税基金費、補正額、増額の260万円でございます。

財源内訳といたしましては特定財源、その他で寄附金260万円は企業版ふるさと納税でございます。

節区分の積立金、増額の260万円。この企業版ふるさと納税寄附金は安八町を応援していただいた法人3社から寄附金があり、企業版ふるさと納税基金に積立てを行うものでございます。

続きまして、裏面の12ページ、最下段をお願いいたします。

款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費、補正額、増額の4,500万円。節区分、委託料の業務委託、増額の4,500万円。事業名、都市計画事務経費でございます。安ハスマートインターチェンジ工業団地整備事業に関し、企業用地としての土地需要の高まりに早急に対応させていただくため、市街化区域の拡大に向け、安八町都市計画マスタープランの作成等、都市計画法の手續に必要な協議図書に係る費用の補正をお願いするものでございます。

議長 松岡農政課長。

農政課長 続きまして、農政課分でございます。

12ページ、中段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額490万9,000円。特定財源の県支出金405万6,000円は、多面的機能支払交付金48万7,000円と岐阜県元気な農業産地構造改革支援事業補助金356万9,000円でございます。

節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、内訳としまして、多面的機能支払交付金の確定並びに営農組織の機械導入に係る県補助金の内容があったため、補正をお願いするものでございます。

議長 坂教育課長兼ハートピア安八館長。

教育課長兼ハートピア安八館長 続きまして、教育委員会分を御説明申し上げます。

議案書は戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正（追加）事項としては、中学校指導用教科書等整備事業、期間は令和7年度、限度額は387万5,000円でございます。

補正の理由でございますが、令和7年度から改定となる中学校の教科書につきまして、教員が授業で使用する指導用の教科書を令和7年4月当初に配備する必要があります。納品に時間を要しますので債務負担行為を設定し、令和6年度に契約を締結するものでございます。

続きまして、ページは13ページをお願いします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の38万5,000円。小学校施設管理経費として、節区分の需用費修繕費は名森小学校校舎の手洗い場の修繕費でございます。

続きまして、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の27万5,000円。中学校の施設管理経費として、節区分の需用費修繕費は登龍中学校運動場のスプリンクラーの修繕費でございます。

続きまして、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の20万円。財源内訳の特定財源、その他の寄附金20万円は、教育費寄附金でございます。図書館の運営経費として節区分の備品購入費は、安藤萬壽男文庫の充実のため関連図書を購入するものでございます。

続きまして、項、保健体育費、目、保健体育総務費、補正額に増減はございません。

中学校の部活動の移行経費でございます。

財源内訳の特定財源、県支出金の233万7,000円は、地域スポーツクラブ活動の委託金で事業採択により増額をし、その分その他の繰入金、ふるさと基金繰入金116万9,000円と、ページを1枚はねていただきまして、14ページの上段、諸収入の東安中学校地域部活動負担金116万8,000円をそれぞれ減額する財源内訳の変更をお願いするものでございます。

続きまして、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の478万9,000円。財源内訳の特定財源、その他の諸収入83万7,000円につきましては、東安中学校給食受託費でございます。

給食センターの管理経費として、節区分の需用費、賄い材料費は、食材費の価格高騰により不足分を補うため、補正をお願いするものでございます。

以上で、議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号は、会期内の各委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第5、議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

梅村生活環境課長。

生活環境課長 それでは、議第61号につきまして御説明申し上げます。

議案書15ページのほうをお開きください。

議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、次のとおり証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するものとする。

令和6年12月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、岐阜市ほか18市町との証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するため、本規約を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、17ページのほうをお願いいたします。

証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、次のとおり証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するものとする。

1. 委託を廃止する市町。

岐阜市、大垣市、瑞穂市、羽島市、各務原市、岐南町、笠松町、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、本巣市、山県市。

2. 規約。

岐阜市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約等を廃止する規約。

次に掲げる規約は、廃止する。

(1) 岐阜市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第1号）。

(2) 大垣市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第2号）。

(3) 安八町と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年規則第14号）。

(4) 羽島市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第3号）。

(5) 各務原市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第4号）。

(6) 岐南町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第6号）。

(7) 笠松町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第7号）。

(8) 海津市と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成17年規約第12号）。

(9) 養老町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第12号）。

1枚はねていただきまして、18ページお願いをいたします。

(10) 垂井町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第14号）。

(11) 関ヶ原町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第15号）。

(12) 神戸町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第16号）。

(13) 輪之内町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第17号）。

(14) 安八町と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成16年規約第20号）。

(15) 安八町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第21号）。

(16) 安八町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第22号）。

(17) 安八町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成12年規則第27号）。

(18) 安八町と本巣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年規約第52号）。

(19) 安八町と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成15年規則第9号）。

附則といたしまして、この規約は令和7年4月1日から施行する。

平成12年7月から、住民票等の公的証明書の公的相互発行事務を開始し、現在、岐阜市ほか18市町とファクス機器を利用して実施をしておりますが、広域発行実績数の減少や戸籍証明書の全国広域交付の開始、自治体情報システムの標準化によるレイアウト変更の対応課題、コンビニ交付の普及拡大等の理由により、関係自治体で組織する相互発行連絡会議におきまして、令和6年度末をもって広域相互発行を終了することが合意されたため、事務委託の廃止協議をお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質問はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第61号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことと、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第6、議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

梅村生活環境課長。

生活環境課長 それでは、議第62号につきまして御説明申し上げます。

議案書19ページのほうをお開きください。

議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて。

安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和6年12月3日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、結郵便局に対する安八町の公的証明書交付等の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

1枚はねていただきまして、21ページのほうをお願いいたします。

安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて。

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、次のとおり安八町の特定の事務を取り扱う郵便局を取り消すものとする。

1. 指定を取り消す郵便局の名称、結郵便局。

2. 指定を取り消す施行期日、令和7年4月1日。

平成31年4月から結郵便局におきまして実施しております安八町の住民票等の公的証明書の交付等の特定事務の取扱いにつきまして、市町村間で実施している広域相互発行と同一のファクス機器を利用しており、発行実績数の減少や戸籍証明書の全国広域交付の開始、自治体情報システムの標準化によるレイアウト変更の対応課題、コンビニ交付の普及拡大等の理由により、日本郵便株式会社との契約を令和7年3月31日をもって契約終了とし、結郵便局に対する安八町の特定事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すための議会の議決をお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第62号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第7、安八町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

議会事務局より朗読をさせます。

議会事務局 議案書の23ページをお願いいたします。

安八町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

安八町選挙管理委員及び補充員は、令和6年12月23日をもって任期満了につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものとする。

令和6年12月3日、安八郡安八町議会。

議長 お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第182条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名をいたします。

安八町選挙管理委員には、堀良直さん、後藤修さん、浅野直樹さん、金森登美子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を安八町選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました堀良直さん、後藤修さん、浅野直樹さん、金森登美子さんは、安八町選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員の補充員でございます。

金森拡さん、安藤雅彦さん、辻秀記さん、小川昭善さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を安八町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました金森拡さん、安藤雅彦さん、辻秀記さん、小川昭善さんは、安八町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りをいたします。

補充の順序は、ただいま指名いたしました順序にしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名いたしました順序に決定をいたしました。

お諮りいたします。

各委員会での審査のため、12月4日から12月12日までの9日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。よって、12月4日から12月12日までの9日間を休会することに決定いたしました。

以上、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(散会時間 午前10時44分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月3日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 西 松 幸 子

議 員 傍 嶋 邦 博

令和6年12月13日（第2日）

議 事 日 程 （令和6年12月13日第2日）

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第7 議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて
- 日程第8 議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第13 議第68号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員（10名）

1番 栗 原 宏 行	2番 渡 辺 康 司	3番 西 松 幸 子
4番 傍 嶋 邦 博	5番 坂 悟	6番 渡 邊 裕 光
7番 石 原 英 一	8番 大 平 文 雄	9番 岩 田 讓 治
10番 山 中 美 恵 子		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	岡田立	副町長	岡田武史
教育長	青山桂子	会計管理者	吉村等
総務課長	河合一	税務課長	堀迫秀紀
生活環境課長	梅村明広	福祉課長兼 安八温泉所長	山田靖
こども家庭課長	田中弓	まちづくり推進課長	大平共美
農政課長	松岡政司	教育課長兼 ハートピア安八館長	坂和由

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	渡邊茂且	書記	宇佐見かおる
書記	梶井公歴		

(開議時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

今日は12月13日ということで、12月、今年もあと僅かというときになりました。こういう形で月が迫ってまいりますと、なかなか慌ただしい時間が過ぎていくわけでございますけれども、どうか余裕を持って行動並びに時間の使い方をよろしくお願いしたいと思います。

そして、事故のないように年末年始、お過ごしを賜りたいと思っております。

それでは、ただいまから議会を始めたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回安八町議会定例会2日目を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 坂悟議員、6番 渡邊裕光議員を指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

3番 西松幸子議員。

3番 おはようございます。

通告に従いまして、2点、質問をさせていただきます。

まず初めに、新年度の予算編成に対する町の基本姿勢について。

さきに行われました衆議院選挙では、裏金問題を契機として「政治とカネ問題」への国民の批判と要求が吹き荒れました。同時に、異常な物価高で悲鳴を上げている国民の深刻な生活実態と何とかしてほしいという切実な要求が示されたと考えています。そうした中で、今、来年度の予算編成作業が行われています。この予算編成が、何よりも第一に、生活にあえぐ町民の皆さんの暮らしを助ける内容であってほしいと強く願っています。

先日、我が党支部としても予算の要望をさせていただきました。そこで質問ですが、まず来年度への予算編成に臨む基本姿勢をお聞かせください。特に町民の生活支援、子育て支援、高齢者支援など、暮らしと福祉をより豊かにしていく施策はどのようにお考えでしょうか。

2点目に、便利な公共交通の手段について伺います。

当町では現在コミュニティバスが走っていますが、以前より停留所も増え改善されてきましたが、まだまだ不便であるように思っています。乗客数もコロナ前に比べ半数に減少しています。交通は日常生活を支えるだけでなく、暮らしを豊かに育みます。だから交通は人権なのです。

交通権の保障という理念を掲げた交通政策は、暮らしと命を支える大事な公共政策です。2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、免許証を返納する方が増加することが予想されています。今こそ、高齢者のための便利な公共交通の実現へと力を注いでいきたいと考えています。

当町の新年度事業の中に、新たな交通手段の検討としてデマンドバス導入とありましたが、どのようになっていますか。

私は、交通手段の在り方として、町民の皆さんから意見をお尋ねしました。すると停留所から荷物を持って歩くのが大変である、足が痛くてつらい、天候が悪いと出かけられないと様々な意見が寄せられました。そういった声を聞いていますと、家に閉じ籠もらない、行きたいところにいつでも行ける環境にしなければいけないと強く感じました。近隣市町では既に導入しています。当町におきましても、高齢者のために玄関まで送迎するドア・ツー・ドアの実現に向けて取り組むべきではないでしょうか。

議 長 岡田町長。

町 長 おはようございます。

西松幸子議員の質問の新年度予算編成に対する町の基本姿勢についてお答えをさせていただきます。

令和7年度予算は、私が町長に就任以来2回目の予算編成となります。活気あふれる笑顔に満ちた町の実現に向けた予算にしたいと思っております。

住民の皆様の安心・安全の確保や人口減少、子育て支援対策など課題も多岐にわたりますが、町の将来を思い描くと多くの取り入れたい事業が脳裏に浮かびます。取捨選択に苦慮するところでございますけれども、まずは直面

する課題への対応を優先にし、着実に対応してまいります。

昨今の長期化する物価高騰に対し、何らかの支援、対策が喫緊に必要だと思っております。そんな中、国においては、低所得者世帯に対する給付金の支援や生活者・事業者に対する支援などが盛り込まれた総合経済対策が閣議決定されました。現時点では国会での予算は成立しておりませんが、国の交付金に加え、町単独の事業としても何らか講じていきたいというふうに思っております。

また、子育て支援、教育環境の向上には特に力を注ぎ、一方、高齢者に対してはフレイル予防に注目し、いろいろな事業推進を図っていきたいと考えております。そのほか、アンヒルパーク・北部公園の再整備や防災対策、公共交通手段の拡充にも引き続き取り組んでまいります。今後、具体的なところを詰めていくこととなりますが、ふるさと基金なども有効に活用させていただきながら進めていきたいと考えております。

新たな企業さんの進出など、財政面や町の活気というところで明るい兆しも芽生えてきております。引き続き、企業誘致活動と各事業の推進の両立を図りつつ、全般的に底上げにつながる予算にしたいと考えております。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 梅村生活環境課長。

生活環境課長 西松幸子議員の2点目の御質問、便利な公共交通の手段についてお答えをいたします。

現在のコミュニティバスは、北部線と南部線の2路線を1日8便運行しています。乗客数については、令和元年度は月平均2,780人に御利用いただいておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により令和2年度は月平均917人まで減少し、その後、回復傾向にあるものの、令和6年度の4月から9月までの上半期の月平均でも1,352人で、議員御指摘のとおり大きく減少しております。

このような状況の中、取り組んでいる新たな交通手段の検討については、連携協定を締結しています岐阜大学に他市町村の先進地事例を御紹介いただいたり、公共交通の授業に安八町を取り上げていただき、学生の方から乗客数の少ない15時以降の時間帯にデマンドバスを導入して、15時までのコミュニティバスとハイブリッド制度を導入してはというような政策提案中間報告

を受けたところでございます。近隣には政策提案のような制度を取り入れている市町村はございませんが、公共交通には様々な手法があります。先進地の状況等検証を行い、準備が整い次第デマンドバスの実証実験を行い、その結果に基づきデマンドバスを導入していきたいと考えております。

議員提案のドア・ツー・ドアの実現につきましても、デマンドバス実証実験を踏まえ、停留所の設置基準等を検討し、町民の皆様に使っていただける公共交通となるよう取り組んでまいります。

以上、西松幸子議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 西松議員。

3 番 ありがとうございます。

問題が山積していますが、町長の心強い姿勢を感じました。町民に寄り添った施策をよろしくお願いいたします。

公共交通は暮らしと命を支える大事なものです。子供の数が減少し、高齢者、後期高齢者がこれから増加する一方ですから、元気な高齢者を増やす、健康寿命を延ばす、安八町の高齢者はどうしてあんなに元気なんだろうと他町の人たちが驚くような施策が必要ではないでしょうか。まずは、町民の皆さんが要望しているドア・ツー・ドアの実現です。

ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長 6番 渡邊裕光議員。

6 番 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、私からは安八温泉保養センターの在り方についてを御質問させていただきます。

40年前の昭和59年4月に安八温泉銀龍保養センターとして開館し、その後、平成2年10月には安八温泉保養センターと名称が変わり、その間、改修工事やリニューアルをして現在に至っております。また、施設の老朽化が進んでいる中、新型コロナの予防対策のため開館時間が短くなり、それに伴って入館者も減少したところです。拍車がかかり、年間5,000万から6,000万の赤字となっております。

そこで質問でございます。

1点目です。10月から開館時間が1時間延長になりました。新型コロナの

患者数が減少しつつあるので、さらに時間の変更をしてはどうでしょうか。

2点目でございます。館内に食堂や喫茶コーナーがありません。飲食の持ち込みも禁止だとお聞きしております。軽食でいいので出してほしいというような声も聞こえております。一般公募をしてはどうでしょうか。

3点目でございます。館内の2階、館内を見させていただきましたが、2階の和室のほう、6畳が5部屋、8畳が2部屋、合計7部屋がありますが現在は何も使っておられなく、利用もされておられません。むすぶテラスのようなワーキングスペースやキッズルーム、また学習室などに活用してはどうでしょうか。

4点目でございます。近隣自治体の温泉施設を見てみると露天風呂やサウナ、また岩盤浴や温泉プールなど完備しているところもございます。安八町としても取り組んではどうでしょうか。

以上、4点につきまして、担当課長さん、よろしくお願いいたします。

議長 山田福祉課長兼安八温泉所長。

福祉課長兼安八温泉所長 渡邊裕光議員の御質問、安八温泉保養センターの在り方について、今回4点の御質問をいただきました。

答弁の冒頭に当たり、大変申し訳ございませんが、個々にではなく、まとめた形でお答えをさせていただきたいと思います。

渡邊裕光議員からは、開館時間の変更や新たな機能の付加など、御質問の中で御提案をいただいたところであります。私どもも渡邊議員と全く意を同じくするところではございますが、個々の事案で対処をするのではなく、施設全体の経営改善を図るためには、やはりここに至っては抜本的な見直しの時期に来ているのではないかと考えております。

私ども担当課でも、本年度に入ってから、当町と同じような経営課題を抱えていた自治体へ、こちらから直接出向きまして経営改善のアドバイスなどを求めてまいりました。関係自治体や熱源メーカーの民間事業者の担当者の方と意見交換をしながら、担当課内でもどういう手法でなら経営改善ができるのか検討を進めてまいりました。

現時点ではありますが、施設の大規模改修や新たな機能の整備などが必要であると考えますが、財源として町費のみでの対応では難しいところであります。あわせて、その運営方法につきましても、町営での継続や指定管理者

制度の導入、その他の方法も含め、安八町の将来にとってどういう手法が最善であるのか、先ほどの先進自治体や民間企業の経営能力、技術力、いわゆるノウハウなどを参考にしながら検討を進めているところであります。

また、安八スマートインターチェンジ周辺での企業立地が進めば、町と企業さんとでタイアップすることにより新たな利用者の増加やにぎわいの創出にもつながればと期待するところでもございます。

いずれにいたしましても、これまで長らく皆様方の憩いの場、健康づくりの場として御利用していただいていた施設でございます。今後とも、より多くの方に御利用していただける施設を目指し、今後の在り方について早急に取りまとめ、御提示させていただきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

議 長 渡邊議員。

6 番 山田課長、分かりやすい説明ありがとうございました。

これは私からのお願いでございます。先ほど言われましたように、年寄りの憩いの場、また健康づくりの場というふうになっておりますので、その点も十分留意していただいて、いろんなところでいろんなものを取り込んでいただきまして、きちっとした運営のほうをよろしく願いを申し上げまして終わります。ありがとうございました。

議 長 4 番 傍嶋邦博議員。

4 番 議長のお許しをいただきましたので、私からは安八町財政と改善方法について質問をいたします。

安八スマートインターチェンジができてからもなかなか進まなかった企業誘致が、岡田町長の就任後一気に加速していきました。とても素晴らしいことだと思うとともに、これは職員皆様の御努力と町長の手腕のおかげであると感じております。ありがとうございます。

しかしながら、安八町の財政は今なお厳しい状態が続いております。別紙の近隣市町健全化判断比率等比較表がありますので、そちらを御覧いただきながらお聞きください。この資料は、昨年の令和5年度の決算を県のホームページ等を基に作成してあります。

当町の将来負担比率は62.3%で、県内で下から3番目、実質公債費比率に

については13.7%で、県内で下から2番目です。近隣市町と比べても、将来負担比率は輪之内町の12倍以上で、実質公債費比率は神戸町の約3倍近くになっております。このような厳しい状況でありながら経常収支比率は輪之内町と神戸町よりも高い状態、大野町はインターチェンジと道の駅を造り企業誘致をしているにもかかわらず、将来負担比率はなし、実質公債費比率も5.9%と低い水準を保っております。

大垣市や大野町は経常収支比率が高くても財政がかなりよい状態ですので問題ありませんが、今の安八町の財政状態を考えると、経常収支比率を輪之内町よりも低くしないと改善は難しいと思われれます。大野町はインターチェンジと道の駅を造り企業誘致もしているのに、なぜこんなにより財政状況なのでしょう。

そこで町長に質問いたします。

質問1 といまして、今の安八町財政についての見解と、大野町財政とこれほど違う原因をお答えください。

とはいえ、住民サービスに係る費用を削減し過ぎるわけにもいかないのは十分理解しております。私の見解では、今の安八町に足りないのは中長期においての財政計画ではないかと考えます。住民のニーズをしっかりと把握し、優先順位を見誤ることなく財政運営ができれば、そんなよいことはありません。よく安八町のためにと、町をよくするためにとという言葉は耳にします。確かにそれも大切ですが、政治においてそれよりも重要なのは、町が住民のために何ができるかではないでしょうか。町が主体ではなく、住民が主体、これを実現化するためにもニーズ把握は必須です。

そこで提案いたします。

安八町のホームページまたは「あんぱちナビ」において、住民投票型のアンケートを取れるようにしてはいかがでしょうか。例えば、議員の一般質問での提案や、または住民からの提案をそちらのほうに載せ、例えば、①今すぐに取り組んだほうがよい。②取り組むべきだが、今ではない。③取り組んでもよいと思う。④必要だと思わないというように選択制にして住民のニーズを把握すれば、優先順位も把握できるのではないのでしょうか。また、多くの住民に参加していただくために、アンケートをポイント制にして、一定のポイントを獲得すると、あいあいクーポンと交換できるようにするのもよ

いかと思われます。

そこで、関係課と町長に質問します。

質問2といたしまして、ホームページ、「あんぱちナビ」において住民投票型アンケートができるようにした場合にかかる経費をお答えください。

質問3といたしまして、私からの提案においての町長の見解を求めます。

以上、3点についてお答えください。

議 長 岡田町長。

町 長 それでは、傍嶋邦博議員の御質問、安八町財政と改善の方法についてお答えをさせていただきます。

1点目の今の安八町の財政についての見解と大野町財政とこれほど違う原因についてでございますが、各自治体とも長い歴史の中で独自の事業展開をしてきており、事業投資への考え方もそれぞれだと思います。比率の比較はできますが、要因となりますとそれぞれの自治体の考えにも及ぶこととなりますので、安八町の財政についての見解として回答をさせていただきます。

比率は、標準財政規模、地方債残高、基金残高をはじめ、幾つかの要因の増減により変動します。当町の比率は地方債残高が高く、反面、財源となる基金残高が少ないことによるものと分析しておりますが、現在は健全と判断される状況にありますので、これからもその範囲内で行政運営を行いつつ、企業誘致等による財政基盤強化にも努めてまいりたいと思っております。

議 長 河合総務課長。

総務課長 傍嶋議員の2点目の御質問、ホームページ、「あんぱちナビ」において住民投票型アンケートができるようにした場合にかかる経費についてお答えをいたします。

住民投票型アンケートの実施は、コロナ禍の令和3年度、自治体DXの推進及び感染症予防対策と、申請や届出のオンライン化による町民の利便向上を目的に導入いたしました自治体専用デジタル化総合プラットフォーム（L o G o フォーム）を活用し、経費をかけず運用可能です。

しかしながら、アンケートの実施には、第三者になりすましての回答、また同一人物による複数回答、さらにデジタルデバインドと言われるインターネットや情報機器に苦手な高齢者などの意見が反映されにくくなることが懸念されます。これらの問題解決にかかる経費は、プログラム変更などさらに

精査が必要となりますので、現時点では分かりかねます。

以上、傍嶋議員の２点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 それでは、３点目の議員の提案に対する見解についてでございます。

行政運営をする上で、住民の皆様のニーズを聞き取ることは大変大切なことだと思っております。私もいろいろな会議に出る機会があり、直接住民の皆様や子供たちの思いを聞くことがございます。ただ、それら全てを政策に反映していくと行政が空中分解をしてしまうおそれもありますので、取捨選択し進める必要があると考えます。

その他、防犯、交通安全、基盤整備など住民からの要望やニーズに関しましては区長さんや議員さんに取りまとめていただき、要望書という形で進達してもらい、いろんな事業に反映させていただいておるところでございます。また、六次総合計画や子育て計画等、中長期計画を立てるときには、必ずアンケートやパブリックコメントを行っているところでございます。

議員の提案につきましては、先ほど総務課長が述べたようなリスクもございますので、貴重な御意見として承らせていただき、一度精査もさせていただきますが、私としましては、これまでどおりのスタイルが最適だと考え、行政運営に当たりたいと思います。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答をさせていただきます。

〔４番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

４ 番 ありがとうございます。

やはりアンケートといいますか、住民の意見というのは反映させていただきたいなというところであります。

当町は、前回の有益費の回収も、地権者に支払った額より522万円も少ない状態で了承されましたし、公用車についても、当町より財政が豊かな神戸町がノアに乗っているにもかかわらず、安八町は今度アルファードにすると言っていましたので、もしかして企業誘致がうまく進んでいるので、今の安八町がもう既に豊かなまちであると勘違いしてみえるのではないのかなあと感じておりましたが、そうではなかったみたいでちょっと安心しました。

先ほどの答弁では、今現在、当町の財政状態がいい状態ではないというよ

うな見解を持ってみえるのであると理解しましたが、そうであれば、今の財政運営に疑問を持たざるを得ません。私は、一般家庭も自治体も同じだと思うんです。実際にある例なんですけど、物すごく車好きの人がいました。隣の家の息子さんがフェラーリを2台所有し、しかもお母さんはベンツに乗っているんですよ。でも、その家の家計が厳しい状態であれば、お手頃な車を我慢して乗っているんですよ。それが一般的な考えだと私は考えております。

それで、私の見解がちょっとおかしい可能性もありますので、今の安八町が公用車をアルファードに替えることについて、町民の28人の方に意見をお伺いいたしました。その結果といたしまして、28人中27人がノアやボクシーで十分だと言っていました。実際、そこにお金を使うよりも、もっと道を直したり、住民が望むところにお金を使ってほしいとのことです。残りの1人の方なんですけど、賛成ではなく笑いながらノーコメントでお願いしますと言われてしまいました。

企業誘致が成功しても、当町の税収が増えるのは約10年近く後になりますよね。また、議会初日や委員会においても話に出ましたが、今国会で話題の103万円の壁が引き上げられたとき、安八町は最大1億6,000万円の減収が見込まれるとのお話でした。しかも今は物価高で、施策にも今まで以上にお金がかかってきます。そういったことを考えると、今はお手頃な金額の車にして、税収が増えてから高級車にするのが妥当かと思われるんですけど、いかがでしょうか。

また、有益費の足りない額522万円におきまして、7月の全員協議会でもお聞きいただきましたが、522万円が埋まるまで町長と副町長の給与と賞与を減額してはいかがでしょうか。もしやるのであれば、議会にも責任がありますので、私も同じように減額させていただく所存です。

以上、公用車の件と失われた522万円の2点について、町長の見解を求めます。

議 長 岡田町長。

町 長 傍嶋議員からの再質問の、公用車の件についてお答えをさせていただきます。

公用車の選定につきましては、この間や前日の全員協議会で御説明をさせ

ていただきましたが、職員がいろんな面から町長車として、公用車としてこの車が正しいと、一番いいということで選択をされたというふうに思っております。ですから、私といたしましては、その職員の声に甘んじ、公用車として活用させていただきたいというふうに思っております。

また、ゴルフ場の関係につきましても、今後、ふるさと納税や、そういったところら辺で挽回をしていくということで皆様とお話をできたと思っておりますので、今となって私、特別職の給与を減額するという思いは持っておりません。以上です。ありがとうございました。

〔４番議員挙手〕

議 長 傍嶋議員。

４ 番 ありがとうございます。

町長がおっしゃったのは、職員の意見を聞かれたというところなんですけど、私は町民の、住民の方の意見を聞いて、先ほどお話しさせていただいたんです。その住民の方々がおっしゃられるには、アルファードが性能がよいのはもう十分分かっているよと。だけれども、公用車でアルファードを選ぶことは、町長のため、または職員のためであって、住民のためになっていないんじゃないかということです。

また、失われた522万円についても、ゴルフ場利用税の増加に取り組むのは、高く売ろうが安く売ろうが当然としてやっていただくべきことであって、522万円の穴が一円として埋まるものではありません。

なるほど、すみません、気づきました。

町長がそこまでおっしゃるということは、きっと財政の改善策と改善できる自信が非常にあるということなんですよね。大変失礼いたしました。これを一番最初に質問すべきでしたね。

それでは、ちょっと第３質問をいたします。

将来負担比率と実質公債費比率において神戸町や輪之内町に追いつく、または追い越すための施策とそれを何年後に実現できるのか、町長の見解を教えてください。よろしくお願いします。

議 長 町長。

町 長 ただいまの質問につきまして、いろいろ中長期計画を立ててみえます担当
というか、主にやっていますのが副町長でございますので、間違

ったお答えもできませんから副町長のほうからお答えをさせていただきます。

議 長 副町長。

副町長 財政を担当している者としてお答えをさせていただきます。

それぞれ、冒頭、町長のほうから答弁がありました各自治体それぞれ、これまでの歩んできたまちづくり、いろんなものがございます。そのようなことも踏まえまして、ほかの町に比べてどうかという思いは持っておりません。本当に安八町が健全な財政運営ができるよう、また比率の増減もそうですが、取りあえずは健全な財政運営ができるよう、ほかの町に比べてどうかという思いではなく、ただ、本当に町のことを思って運営をしております。以上です。

〔4番議員挙手〕

4 番 ありがとうございます。

確かに、こういうのは順位を比べるものではないです。ですが、順位が出ちゃうんですね。今の安八町がよくないということをちゃんと自覚していただきたいです。

今回は当町の財政について質問をさせていただきました。

某大手銀行の経済アナリストだった方の言葉なんですけど、ちょっと紹介させていただきます。

当たり前の感覚がない政治家、議員、山ほどいますから、マジで。でも、そういう人が自治体の大事な話を決めているんですよ。経済、ビジネス、P L、B S、分からない、分かっている人たちが決めてしまっている。責任取りようがないですね。まあ、取る気もないのかもしれませんが、下手したら、そういう人たちに任せていたら、まちは、国はよくならないですという話をしてみえました。

安八町はそんな町ではないと信じておりますが、冒頭にもお話しさせていただいた、町が主体ではなく、住民が主体、町が住民のために何ができるかを重視していただいて、安八町民の民意が反映される施策に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を終了いたします。

以上、ありがとうございます。

議 長 5 番 坂悟議員。

5 番 議長のお許しが出ましたので、私からはオンデマンドタクシーの導入検討

をということで質問をさせていただきます。

バス路線の見直しで、安八温泉から瑞穂市のＪＲ穂積駅へのバス路線が今年の９月に廃止されました。安八町にはアンビーバスというコミュニティバスがありますが、南部線・北部線の西回り・東回りで運行されています。町外に運行するバスはありません。

隣の羽島市では、令和５年１０月から民間事業者提案のデマンドサービスの実証実験が始まり、令和６年１０月より運行開始時間を１時間早めて午前７時から午後８時まで運行し、市役所、岐阜羽島駅の周辺２から３キロメートルのエリア内の停留所数は２９０か所、事前登録制で１回５００円または月６,０００円乗り放題で実施されています。輪之内町でも既に岐阜羽島駅などへのデマンドサービスがあります。

安八町には福祉タクシーの費用の一部補助制度もありますが、車の運転免許証を返還したら生活がしづらいと言われています。福祉タクシーをオンデマンド化して、近隣市町村の病院、駅などへ行けるようにしたら利用者も増えると思います。

ちなみにオンデマンドタクシーとは、利用者登録して、予約によって自宅や特定の施設から目的地まで乗り合い移動ができる公共交通サービスです。タクシー会社と自治体が協力して運営していることが多く、全国的に増えています。デマンド化は安八町も既に検討に入っていると思いますので、現状の進捗状況などを質問します。

１．安八町のデマンドサービス化など交通形態の改善見直しの進捗状況と、いつ、何を実施するかを回答ください。

２番目、アンビーバスは小学生でも１人で乗車できますか。小学生が１人で乗車可能であれば、通学に使用できるように運行開始時間の変更、バス停の再配置をされると利便性が上がり利用者が増加すると思います。検討の余地はありませんか。

３番目、福祉タクシー補助制度とオンデマンドタクシーを融合しての免許証返還者サービス向上も一案だと思います。安八町としての今後の取組方を回答ください。以上です。

議長 梅村生活環境課長。

生活環境課長 坂悟議員の御質問、オンデマンドタクシーの導入検討についてお答

えをいたします。

昨年6月議会定例会におきまして、坂悟議員からアンビーバスをデマンド化してはとの一般質問を受け、町長のほうから、町民が利用しやすい公共交通としてデマンドバスの実証実験を含め、コミュニティバスの在り方を検討していきますと答弁をさせていただいております。その後策定されました安八町第六次総合計画では、分野別計画の公共交通機関の整備の中で、デマンドバスの導入検討を主な事業として掲げております。

さて、議員1つ目の質問、デマンドサービス化など交通形態の改善見直しの進捗状況につきましては、西松幸子議員と同様の回答となりますが、既にデマンド交通を実施している先進地の状況等の検証を行い、準備が整い次第デマンドバスの実証実験を行い、その結果に基づきデマンドバスを導入していきたいと考えています。

2点目の質問の小学生でも1人で乗車できますか。通学に使用できる検討につきましては、まず小学生が1人でコミュニティバスを御利用いただくことは可能です。しかしながら、議員提案の通学の使用については、公共交通ではなく教育部門で、スクールバスの検討になるかと考えます。少子化により今後学校の統廃合が検討される場合には、遠方からの通学への対応として協議が必要となる場面があると考えております。

3点目の質問、福祉タクシー補助制度とオンデマンドタクシーの融合につきましては、対象者が限られる福祉タクシー補助制度と全ての方が対象となる公共交通は別事業となります。公共交通といたしましては、停留所間を運行するデマンドバスを導入し、町民の皆様に使っていただける事業となるよう取り組んでまいります。

以上、坂悟議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議 長 坂議員。

5 番 一応説明していただきました。ありがとうございます。

アンビーバスは導入されたときからいろいろ、バス停の見直しなど少しずつ改善はされてきていると思います。今回、私が提案した小学生でも乗れるアンビーバス、これは実際に乗れるということでそういう御回答をいただきましたので、一番気になっているのは、学校の一斉登校、一斉下校はいいん

ですけど、少数で下校されるとき、非常に見守り隊等が手薄な状況になってきていると思います。それが、ひょっとしたらアンビバスを活用して帰れるようになれば、少しでも役に立つ、なおかつ利用が増えるとの思いで提案はさせていただきました。

福祉タクシーの関係も、オンデマンド化も基本的には登録制なので、目的地がはっきりしていれば、タクシー料金も、具体的にはスイトタクシーを羽島市で今やられているのと同じような形で、一回検討だけでも、タイアップしていただくと、ただ単にオンデマンドバスにこだわらず、もっと幅広い形でお願いしたいと思います。

一昨日も、いろいろところで報道されていますウーバー・テクノロジーの関係で、安全に利用できる中高生向けのタクシーサービス、ウーバーティーンズですか、これが実際日本各地で行われようとしております。

当町も福祉タクシー補助金制度をさらにブラッシュアップして、より使いやすい制度にさせていただくよう期待します。まあ、期待なので特に回答は要りませんが、今後とも引き続きよろしくお願いします。以上です。

議長 7番 石原英一議員。

7番 議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは安八町合併70周年に向けての計画はということで質問させていただきます。

来年は安八町合併70周年です。周年というのは、町民の機運を高めるマジックワードだと思っております。記念のロゴマークの募集も始まり、イベントやPR等企画されていると思いますが、町内の様々な課題解決の糸口を町民と一緒に探るきっかけを加えてはどうかと提案します。例えば、営農・作付から取り残されそうな小さな田んぼ向けに新規兼業農家希望のニーズ調査、トラクター体験とか機材レンタルなども含めて育成ワークショップ、これは僕自身が4年前から機材を持たないで兼業農家でやり始めて4年になります。その中でやっぱり見えてきた課題というものと、あと可能性というものが見えてきたのでこの辺り、兼業農家の規模のニーズ調査というのをしたいなというのを思っております。このお話も、JAさんとお話をしているとJAさんの統括からも、これをもしやられるのであれば、ぜひとも協力をしたいとおっしゃっておられました。

あと、例えば大人だけではなく、中学生以上の学生を交えた災害図上訓練

や防災ディスカッション、これはもう岐阜市のほうでは6年ぐらい前から藍川中学さんとか、去年とかも岐阜大学の村岡教授を呼んで小学校で、小学生ももう図上訓練をやっております。

安八町のように町外で働いている方が多いところというのは、やはり昼間、どうしても高齢者と学生が多い町になるときの、いろいろそういった部分での防災ディスカッションというのは必要なんじゃないかなと思います。

そして、あと、例えば百梅園ボランティア、てるて姫の会、漬物部会など、これは今上げているところというのは、町の施設の施設管理の補助をしたりとか、あと町の歴史を伝えたりとか、あと漬物部会というのは町の特産品をつくるという、このボランティアのほうをやられているところでございます。こちらのほうも今もう高齢化が進んでおります。昨日、漬物部会ではなくて、薬草部会のほうにちょっとお邪魔したら、今7人いらっしゃって、もう5人が80代で、もう来年もできるかどうか分からないというようなお話もされていました。

そういった方々といろいろ話をしていく中で、例えばそれぞれの主催で、主催でといっても、多分彼ら彼女たちにやれというのでお名前も出すためのもので、70周年を記念して専門家を招いた、これはもう町民にニッチなところでぐっといく、身近なところのニッチな部分で、除草講座とか神社講座、それから発酵講座などとしてみてはいかがかというのと、あとは今1個、希望というか、いい形だなあと思っているのが、ここ1年ぐらいやられている北部公園での除草、清掃ボランティアです。これは福祉施設とか、あと地域住民、それからあと中学校を交えて合同でやられているんですけども、これが終わった後にお食事会もされていて、これは新しい形、いい形の未来形だなとっていて、これを70周年未来表彰などと名前をつけてスポットを当てて、町内の様々な活動の可能性を掘り起こしていく機会をつくってはいかがでしょうかと。

あとは例えば、クリーン大作戦はもちろん、町内の様々な祭りでのゴミスポ体験、ゴミスポ部を結成して大会に出場するということですね。ゴミスポはもうワールドカップ、去年から始まりまして、今年も第2回をやって、来年9月は第3回です。12月にちょうど地方予選が終わって、岐阜県も12月、もう決まっています。これは恐らくもう今SDGsの流れも、この世の中の

流れもあるので、ずっとこれは続いていくと思います。今のうちに、今の段階だったら、僕は下手したらもう全国優勝できるぐらいのレベルにまで行けるとと思います。今なぜかといったら競技人口が少ないから、なのでワールドカップもひょっとしたらいけそうです。なので、そういった部分で今のうちからやっていったらどうかなという、そうすると安八町のPRにもなるので。

そして、もう一つが町内にロームカウチさん、小川さんの小さな作品をSNS映えを見据えて新たに点在させて町全体を美術館にしていく未来の観光計画ですね、歩くための。これは今回一般質問のために、もう一回小川さんに確認したら、もし町が予算をつけて、経費だけでやらせていただきます。もしやるのであればやらせていただきますとおっしゃっていたので、ここでもう名前を出して質問させていただきます。

こういった形で、やはり70周年というキーワードを使って楽しく問題解決を探っていく、もちろんこれはすぐ出る結論ばかりじゃないので、やっぱりいろんなことのまずは糸口を探っていく機会にはいかがかどうか、どうでしょうかということですね。

ただ、これは言い放しじゃあ誰がやるんだという、役場職員の方々も負担が大きくなっちゃうのでそうではなくて、やっぱり周年のマジックワードで、やっぱり今年でいえば国民文化祭で「ちーオシ」ができたように、それでその後彼らがにぎわい縁日で中心メンバーになったように、70周年のキーワードで町民の中で新たな協働グループも幾つかつくっていくことも考えてはいかがでしょうか。

改めて、70周年に向けた町長の指針を求めます。

議 長 岡田町長。

町 長 それでは、石原議員の御質問、安八町合併70周年に向けての計画はについてお答えをします。

我が町は昭和30年に3町が合併し、来年は70周年を迎えます。その記念周年に対しどのような対応をしていくか、町職員で組織するプロジェクトチームを発足し、柔軟なアイデアを出し、町民の皆様と協力する取組を発案するよう指示をしたところでございます。

先ほど石原議員からもいろいろ御提案をいただきましたが、中には常に平生の行政運営の中で取り組んでいけることも多々あると思いますので、そう

いったところら辺も加味しながらいろいろ考えていきたいなあと思っております。

私の思いでは、メインイベントとなる式典を秋頃に開催をしたいというふうに考えており、一年を通しては、従来からの水まつりやふれあい祭りなど活気あふれるイベントに加え、より多くの町民の皆様に楽しんで参加、体験していただけるような冠イベントを企画し、交流の場、にぎわいの場の提供ができればと考えております。

議員御提案のロームカウチ氏とのコラボレーション事業も町内外、さらに県外に発信していける魅力的な事業だと考えております。トータル的な予算の限度もあると思いますが、可能な範囲内でしっかりと検討・実行していき、町民と一緒に勢いを盛り上げていきたいというふうに思っております。

また、運営面に関しましては、やはり役場職員が中心となるなというふうに考えておりますが、町内を見ますと、質問にもありました「ちーオシ」という団体や各種ボランティア、青年団体、さらには昨年新しく組織された結まちづくり協議会などもございます。そういった方々と協働して創り上げることがさらなる工夫と力を生むと思っておりますので、新しいまちづくりのプレーヤーを発掘するとともに、人と人をつなぎ、一つのことを成し遂げるということにも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、合併70周年の節目を迎えるこの年、長年安八町を支えてくださった先人に対する敬意を表し、足跡を振り返りながら新たな一步を踏み出し、わくわくするまちづくりに挑戦していきたいと考えております。

以上、石原議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議 長 石原議員。

7 番 ありがとうございます。

70周年ということで、やっぱりいろんな形で考えていらっしゃると思うので、あとはPRの形で、やっぱりメディアも使っていかなきゃいけないかなと思っていますのでメディアもうまく使っていく方向で、あとは、来年から大垣ケーブルテレビも安八町で開通が始まるので、そういったところもやっぱりうまく、うまく言ったら失礼ですけど、要は、ああいうところというのは番組企画になると過程を撮ってくださるので記録が残るので、両方とも

ウィン・ウィンになるので、そういう部分もうまく使いながらしていっていただけたらなあと思っております。

来年が笑顔と活気が循環する一年になるよう期待して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 1 番 栗原クニヒロ君。

1 番 議長より許可をいただきましたので、私のほうから防犯対策と街灯設置について質問させていただきます。

まず、防犯対策ですけど、まず行政の意識、または取組等対策について伺います。

長らく日本の治安は世界に誇れる安心・安全な国だったと思います。しかしながら、近年オレオレ詐欺電話に始まり、さらに闇バイトとなる過激な強盗事件が発生するに至っています。

海外では、安心・安全はただではないが一般的ですが、現状を鑑み、住民に意識変化を求め、セキュリティー対策を取っていただくよう促す必要があると思いますが、セキュリティー対策事業等はできませんでしょうか。

街灯設置についてですけど、これは子ども議会等でも御要望があったかと思えますけど、昨今、師走に入り日照時間が短くなりました。朝夕の薄暗い中、通勤、通学、また散歩やジョギングをする方が多く見られます。暗がりの中、街灯の明かりは大変安心感を覚えます。また、防犯上大変有効だと考えられます。

確認のため伺います。地域で街灯の設置希望があった場合どのようにすればよろしいですか。街灯は、防犯上だけでなく交通安全にも重要と考えられます。町内の横断歩道に照明のないところがあります。中には子供たちの通学コースになっているところもあります。歩行者のみならずドライバーにも安心・安全を与えますので、横断歩道付近に街灯の設置を考えてみてはいかがでしょうか。所見を伺います。

議長 先ほど私、栗原宏行議員の名前を間違えました。失礼しました。栗原宏行議員でございます。

それでは、河合総務課長。

総務課長 栗原宏行議員の1点目の御質問、防犯対策についてお答えをいたします。

議員御懸念のとおり、昨今、闇バイトや特殊詐欺などの犯罪が凶悪化・複

雑巧妙化し大きな社会問題となっており、国としても抜本的な強化対策の検討が始まり、町としても警察署や交番、大安地区防犯協会など関係機関と連携を図り、町民が安心・安全に暮らせるよう犯罪防止・防犯啓発に取り組んでいるところでございます。

令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の中には、防犯対策の強化メニューとして、防犯カメラの設置・青色回転灯装備車の整備、防犯ボランティアの活動拠点の整備、さらに防犯機能の高い建物設備に対する補助の拡充などが盛り込まれたところであり、議員御提案のセキュリティー対策助成事業につきましても、国から具体的な施策が示されましたら検討を進めていきたいと考えております。

2点目の御質問、街灯設置についてお答えいたします。

地域で街灯の設置希望があったらどうすればよいかでございますが、まずは地元の区長様にお届けをいただき、地域の区長様から役場総務課へ安全施設等新設要望書を御提出いただき、現地調査の上、必要と判断すれば設置をいたします。

次に、横断歩道の街灯についてでございますが、基本的に横断歩道を設置する場合の条件として、横断歩道、車両停止線とダイヤモンドの路面標示、標識、歩行者の待機場所、街灯が一そろいで整備をされます。議員御指摘の横断歩道には街灯照明がないとのことですが、道路形態の変更などにより過去に横断歩道を移設した場合など、何らかの事情により横断歩道の条件が満たされていないと思われますので、現地調査の上、早急に対応をしてまいります。

以上、栗原宏行議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議 長 栗原議員。

1 番 御返答ありがとうございました。

安八町の安は安心・安全の安と同様、今後も安八町が安心・安全の場になりますよう、よろしくお願いします。

今朝、中央こども保育園前にて、南部中央道横断歩道にて、ドライバーに歩行者優先の街頭活動がありました。事故や犯罪を防ぐ取組対策については一つでも多く取り組み、安心・安全のまちづくりに心がけていただくようお

願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時15分より再開をいたします。以上でよろしく願いいたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 それでは再開をいたします。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長 傍嶋邦博議員。

4 番 議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和6年12月3日火曜日、午前11時から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果、令和7年度議会報告会の開催時期、対象者、内容について協議し、今年度と同じ形式の報告会で、中学校3年生を対象に開催することに決定いたしました。詳細な内容につきましては、次回の委員会で検討することになりました。

議会定例会での一般質問の動画配信については、ホームページやYouTubeなどで配信を行ってはどうかという意見が出され、次回の委員会で引き続き検討することになりました。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ありません。

以上、報告を終わります。

議長 以上で特別委員会報告を終わります。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

議第60号から議第62号までは各常任委員会に付託し、それぞれ審査されま

したので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 西松議員。

3 番 民生文教常任委員会。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和6年12月5日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）については、当委員会の関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について、議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについては、審査の結果、全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はございません。

その他、委員会現地視察は、工事が完了した結小学校の屋上防水工事箇所と運動場のスプリンクラーを視察しました。以上です。

議長 総務産建常任委員長 坂議員。

5 番 これより、総務産建常任委員会の報告を行います。

安八町議会議長 岩田譲治様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記、日時、令和6年12月6日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果、議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）については、当委員会関係分を審査した結果、全て全員一致で原案どおり承認しました。

少数意見留保の有無はありません。

その他として、委員会現地視察は、太平洋工業株式会社の東大垣工場を視察しました。以上です。

議長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第60号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第61号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第62号 安八町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議第63号から日程第11、議第66号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合課長。

総務課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第63号から議第66号の4議案につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております給与関係4条例の一部改正の提案説明につきまして共通をしておりますので、一括で御説明申し上げます。

令和6年の人事院勧告を鑑み、期末手当の支給率の改正並びに給料表の改正を行うため関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、順に御説明申し上げます。

議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、13ページ。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表、上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれも右列が改正後でございます。

今回、議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため所要の改正を行うものでございます。

第1条関係におきまして、令和6年12月期支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条におきまして、令和7年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するものでございます。これにより、期末手当の支給月数を年4.6か月分とするものでございます。

議案書の本文13ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定による改正後の報酬等条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、17ページ、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表、上段の表が第1条関係、下段の表が第2条関係、いずれも右列が改正後でございます。

今回、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため所要の改正を行うものでございます。

第1条関係におきまして、令和6年12月期支給分について、支給割合を100分の10、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条関係におきまして、令和7年度以降は6月期及び12月期の期

末手当が均等になるよう配分するものでございます。これにより、期末手当の支給月数を年4.6か月とするものでございます。

議案書の本文17ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項として、この条例は公布の日から施行します。ただし、第2条の規定については令和7年4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定でございます。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、21ページ、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表でございます。右列が改正後でございます。

第9条の2の改正は、初任給調整手当の月額を、第1号に規定する職員は41万6,600円に、第2号に規定する職員は5万1,600円に増額改定を行うものでございます。

第18条の3第2項の改正は、期末手当の引上げを行います。今回のボーナス0.1月分の引上げ分のうち、0.05月分となる100分の5の引上げ分を期末手当に配分をいたします。

まず、第18条の3第2項における一般職員の12月期支給分について、0.05月分となる100分の5を引き上げます。裏面の6ページへ移りますが、管理職を除く一般職は100分の127.5、特定管理職員にあっては100分の107.5とするものでございます。

次に、同条第3項でございますが、定年前提任用短時間勤務職員の12月期支給分について、0.025月分となる100分の2.5を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の71.25、特定管理職員にあっては100分の61.25とするものでございます。

続いて、残りの引上げ分0.05月分を勤勉手当に配分をいたします。

第18条の6第2項第1号における一般職員の12月期支給分について、0.05月分となる100分の5を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の107.5、特定管理職員にあっては100分の127.5とするものでございます。

7ページへ移りますが、同項第2項における定年前提任用短時間勤務職員の12月期支給分について0.025月分となる100分の2.5を引き上げ、管理職を除く一般職は100分の51.25、特定管理職員にあっては100分の61.25とするものでございます。

裏面の8ページをお願いいたします。

給料表の改定でございます。

8ページが改正前、9ページが改正後となっております。

今回の改定により、大学卒の初任給であります1級の25号給で19万6,200円から2万3,800円引上げの22万円に改定し、特に若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全号給表を引き上げ改定するものでございます。

なお、13ページにわたりまして、左が改正前、右が改正後の給料表となっております。

14ページをお願いします。

安八町職員の給与に関する条例、第2条関係に係る新旧対照表でございます。右列が改正後でございます。

第18条の3第2項の改正は、令和7年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するもので、管理職を除く一般職は100分の125、特定管理職員にあっては100分の105とするものでございます。

次に、同条第3項の改正は、定年前提任用短時間勤務職員も同様に、令和7年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分するもので、管理職を除く一般職は100分の70、特定管理職員にあっては100分の60とするものでございます。

続いて、15ページにかけまして、第18条の6第2項第1号の改正は、令和

7年度以降の勤勉手当を6月期と12月期が均等になるよう配分するもので、管理職を除く一般職は100分の105、特定管理職員にあっては100分の125とするものでございます。これにより、期末・勤勉手当の支給月は年4.6か月とするものでございます。

次に、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員も同様に、令和7年度以降の勤勉手当を6月期と12月期が均等になるよう配分するもので、管理職を除く一般職は100分の50、特定管理職員にあっては100分の60とするものでございます。これにより、期末・勤勉手当支給月数は年2.4月とするものでございます。

議案書の本文27ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1条第1項は、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定については令和7年4月1日から施行する。

第2項として、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

裏面の28ページにかけまして、第2条は給与の内払いに関する規定でございます。

第3条は、町の規則への委任規定を設けるものでございます。

続きまして、右側の29ページをお願いします。

議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、31ページ、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料のほうで御説明申し上げます。

議案資料の17ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第4条関係における別表第1は、会計年度任用職員における給料表を規定するものでございます。

17ページから20ページまで新旧対照表を載せてございます。

会計年度任用職員の給料表は、常勤職員と同じ給料表を準用しており、職務の級である1級、2級の給料表の引上げ改定を行うものでございます。

議案書の本文35ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は令和7年1月1日から施行するものでございます。

以上、議第63号から議第66号までの4議案につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、議第63号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議第64号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第64号は原案どおり可決いたしました。

た。

続いて、議第65号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決いたしました。

続いて、議第66号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第12、議第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の37ページをお願いいたします。

議第67号につきまして御説明申し上げます。

議第67号 和解及び損害賠償の額を定めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものとする。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 和解及び損害賠償の相手方につきましては、お手元の議案書のとおりであります。

2. 事故の概要、令和4年3月29日午後6時頃、安八町中405番地の1地先で、車体フロント底部と舗装路面が接触した。

3. 和解の概要、安八町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として14万2,000円を支払う。なお、本件和解のほか、安八町及び相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

本件につきましては、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険が委託する損害保険会社と相手方が加入する損害保険会社との間において示談交渉を重ねておりましたが、損害賠償金額に折り合いがつかず、相手方より提訴をされていました。

このたび、双方の代理人弁護士との間で和解協議が進みました。つきましては、相手方との和解及び損害賠償の額を定めたく、御審議いただきますようよろしくお願いをいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第67号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第13、議第68号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

河合総務課長。

総務課長 議案書の39ページをお願いいたします。

議第68号につきまして御説明申し上げます。

議第68号 令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,581万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億147万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月13日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、41ページ、第1表 歳入歳出予算補正。以下の表、単位は1,000円でございます。

41ページが歳入、裏面の42ページから43ページにわたり歳出でございます。

いずれも、補正前の67億3,565万8,000円にそれぞれ2,581万8,000円を追加し、67億6,147万6,000円とするものでございます。

裏面の44ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明申し上げます。

上段の款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額2,567万6,000円につきましては、今回の補正による財源調整のため基金から繰り入れるものでございます。

下段の45ページをお願いします。

3の歳出でございます。

今回の歳出補正は、主に人事院勧告に基づく人件費の補正で、給料表の引上げ改定及びボーナスの0.1月分の引上げによるものでございます。

節区分、報酬から共済費まで、合計2,567万6,000円の補正をお願いするものでございます。

45ページの中段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額203万7,000円のうち、節区分、補償、補填及び賠償金の14万2,000円は、前

議案で御議決をいただきました町道路面の湾曲部と車両が接触し車体フロント下部バンパーが損傷した事故につきまして、相手方に対する損害賠償金でございます。

なお、財源内訳の特定財源、その他諸収入の14万2,000円は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険から全額填補されます。

以上、令和6年度安八郡安八町一般会計補正予算（第9号）につきまして御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 本件につきまして質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第68号は原案どおり可決いたしました。

以上、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回安八町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時間 午前11時49分）

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月13日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 坂 悟

議 員 渡 邊 裕 光